

# 河浦小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめに対する学校の考え方

- 「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」
- いじめは生命に重大な危険を生じさせる。
- いじめは犯罪行為として取り扱われるべきと認められることもある。
- いじめは、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる。立場が入れ替わりながら、加害も被害も経験することが多い。(小4～中3で、加害経験がない児童生徒は1割、被害経験がない児童生徒は1割)
- いじめの責任をいじめられる側に求めるものではない。

### 《いじめの定義》

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（『いじめ防止対策推進法』第2条）

## 2 いじめの未然防止のための取組

### 《未然防止のための基本的な考え方》

- (1) 児童の一番の理解者である教職員は、いじめを見抜く力といじめにつながる行為、言動を見極める人権感覚と「いじめではないか」と疑い率先して動く行動力を身につける。
- (2) いじめの未然防止のための具体策を講じる。
- (3) いじめの早期発見・解決のため、教職員の感性とスキルを磨き組織力を高める。
- (4) 学校と家庭、地域、関係機関が連携しいじめを防止する。

- 全ての児童を対象に行う未然防止の働きかけ「教育的予防」の取組
- いじめを生まない土壌をつくるための全学級での取組
- いじめ未然防止取組評価アンケートの実施
- 熊本県いじめ防止基本方針改訂版を生かし、PDCAサイクルで取組の検証を行う。

### (1) わかる授業づくり（全ての児童が参加・活躍できる授業）

- ① 授業のUD化
- ② 全ての児童が参加する授業
- ③ 全ての児童が活躍できる授業
- ④ 授業中での生徒指導
- ⑤ 研究授業の視点に「生徒指導」の視点を入れる。
- ⑥ 授業規律（学習の約束）の徹底
- ⑦ 言語活動の充実（発表の仕方、聞き方の指導）
- ⑧ 教師の不適切な発言のチェック（言ってはいけない言葉集）

### (2) 「居場所づくり」（一人一人が自己有用感をもつ）ための取組

（3つのキーワードに基づく授業づくり，学級づくり）

- ① 学級活動（係活動等）の充実による自己有用感の獲得
- ② 児童会活動（委員会活動，集会活動等）の充実による自己有用感の獲得
- ③ 授業や日常の生活の中にも意図的に「自己決定」の場面、「自己存在感」を感じる場面、「共感的人間関係」を醸成する場を設定していく。

### (3) 「絆づくり」のための取組（3つのキーワードに基づく授業づくり，学級づくり）

- ① ストレスを生まない学級づくりを進めるために

- ア 人権旬間の取組の充実
- ② ストレスがあっても負けない自信を育むために
  - ア ルールや月目標，家庭学習等の徹底及び達成の喜びの実感
  - イ 一人一人の能力に応じた負荷を与える取組及び達成の喜びの実感
- ③ 他者の尊重や他者への感謝の気持ちを高めるために
  - ア 道徳教育の充実（情報モラル教育も含む）

### 3 いじめの早期発見のための取組

- いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て
- 児童のささいな変化に気づく，疑いをもつ，隠さない，軽視しない，判断は「いじめ対策委員会」（生徒指導対策委員会）で行う。
  - (1) 定期的な教育相談の実施（6月，11月，2月・・・人権旬間と連携させて実施）
  - (2) 定期的なアンケートの実施（6月，11月，2月・・・人権旬間と連携させて実施）
  - (3) 児童の変化に気づくための朝の会（健康観察等），帰りの会の工夫
  - (4) 保護者との連携
  - (5) 全校の情報を集約するための工夫

### 4 いじめに対する措置

- (1) いじめ・不登校対策委員会による対応
  - ① 情報の集約（いじめとして対応する事案か否かを判断）
  - ② 事実関係の詳細についての情報収集
  - ③ 被害児童生徒のケア，加害児童の指導のあり方の決定
  - ④ 保護者への対応方針の決定
  - ⑤ いじめが起きた集団への指導のあり方の決定
  - ⑥ 各担当の対応について，進捗状況の確認と評価
  - ⑦ いじめ情報収集担当による初動メモの整理
  - ⑧ 管理職が指導の状況を確認し，（1か月後，3か月後，その後）再発防止を徹底する。

※いじめが解消している状態

- いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること  
少なくとも3か月。ただし，必要と判断される場合はより長期の期間を設定する。
- 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと  
被害児童本人及びその保護者に対し，面談等により確認する。

#### (2) 関係教職員の対応

- ① いじめ・不登校対策委員会の方針に従って，対応する。

#### (3) 関係機関との連携

- ① いじめの発見・対応について，学校支援AD・SC・SSWと連携する。
- ② 必要に応じて，警察・児童相談所・医療機関と連携する。

### 5 家庭や地域との連携

- (1) いじめ防止基本方針の周知
- (2) 情報収集
- (3) 学校運営協議会との連携
- (4) PTAとの連携

### 6 いじめ対策のための組織「いじめ・不登校対策委員会」（生徒指導対策委員会）

#### (1) 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・保健主事（必要に応じて，関係機関）

#### (2) 役割

- ① 定期の会議（5，6，9，11，2月の計5回）

- ② いじめについての相談窓口
- ③ いじめの疑いがある事案等についての情報の共有
- ④ 事案について、いじめかどうかの判定
- ⑤ いじめ事案について、方針の決定
  - 校内体制について ○ 関係機関との連携について
  - 被害者への対応方針 ○ 加害者への指導方針 ○ 保護者への連絡について
- ⑥ 学校いじめ防止基本方針の修正

## 7 いじめ・不登校対策委員会の役割

- (1) 基本方針に基づく取組の実施，進捗状況の確認，定期的検証
- (2) 教職員の共通理解と意識啓発
- (3) 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発
- (4) いじめやいじめが疑われる行為を確認した場合の集約
- (5) 発見されたいじめ事案に対する対応方法の方針の決定
- (6) 対応の進捗状況の確認

## 8 重大事態への対応

### (1) 調査組織の設置と調査の実施

- ① いじめにより，当該児童の「生命，心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時，又，いじめにより，当該児童が「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時，重大事態への対応，発生防止に資するため，下記の第三者による調査組織を設け，適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

#### <重大事案と想定されるケース>

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

#### <組織の構成>

※校内におけるいじめ防止のための組織を母体としつつ，天草市教育委員会の支援・協力を得る。（具体的な調査組織の構成員については天草市教育委員会の指示を仰ぐ）

- 弁護士 ○精神科医 ○学識経験者
  - 心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者
- ※当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）

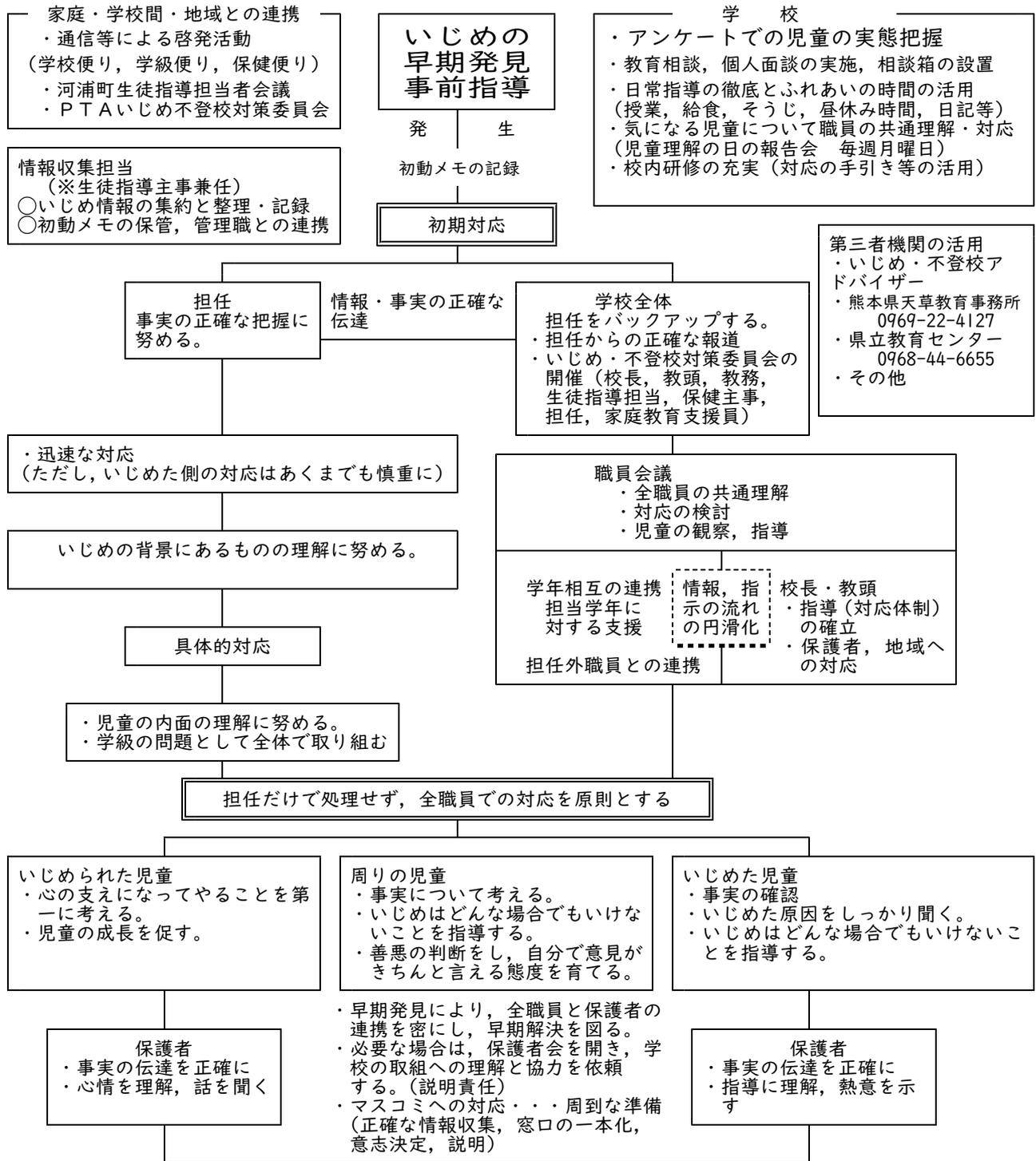
### (2) 重大事態の報告

- ① 当該調査に係る重大事態の事実関係，その他の必要な情報等について，素早く天草市教育委員会を通じて天草市長へ報告する。

### (3) 外部機関との連携

- ① 重大事案に係る事実関係の調査，及び事後対応，発生防止等については，必要に応じ天草市教育委員会，熊本県警察署，児童相談所，と連携を図りながら進めていく。

# いじめに対する校内指導体制（対応マニュアル）



- 【河浦小の対応基本原則】
- どこでも、誰にでも起こりうるという危機意識を持つこと。
  - 児童のサインのキャッチ，早期発見・早期対応（学校・家庭・多方面から）
  - サインの分析（心の奥をのぞく）
  - 児童が相談しやすい環境作り（信頼関係を築く，教育相談，個別面談）
  - 全職員への周知（問題のポイント，対応策の確認）と全職員による対応
  - 保護者との連携・協力
  - 学校間，地域，関係機関との連携・協力
  - 学級経営の見直しと対応（児童一人一人の理解度チェック）
  - 経過の報告と対応の継続・修正
  - 解決結果の普遍化（教師の財産化）

※いじめ・不登校対策委員会は，いじめへの対応や指導に当たる。2ヶ月に1度，定期的開催する。